

令和5年度第11回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月8日(木) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (19名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員	12番	山本暁子
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森潔
〃	7番	小林照美	〃	17番	福安修
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温
〃	11番	河毛早苗			

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 13名)

旧市	太田忍	国府町	山脇隆
邑美	山根昌博	福部町	平林秀庸
高草	内田洋之助	福部町	谷口泰彦
高草	山岡茂	河原町	梶川和生
湖南	福田幸司	用瀬町	西村勝
湖南	木浪哲夫	佐治町	山下増治
湖東	村上文夫		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第69号 非農地証明について
議案第70号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第71号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
(2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
(5) 所有者等を確知することができない農地について
(6) 農地の形状変更届出書の受理について
(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
谷口局長	ただ今から、令和5年度第11回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
谷口局長	まず、定足数の確認ですが、19名中19名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号16番 竹森委員、17番 福安委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号61～65番までの5件あります。 整理番号61番は、双六原で贈与による所有権移転 整理番号62番は、河原町徳吉で贈与による所有権移転 整理番号63番は、気高町下光元で売買による所有権移転 整理番号64番は、下段で売買による所有権移転 整理番号65番は、福部町海士で売買による所有権移転となっております。面積が内数となっておりますが、残りの面積は次の議案（5条申請）で審議していただきます。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号61を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員	1月30日に事務局、福田(淳)委員、私の3名で現地調査を行いました。 内容につきまして、今までこの田んぼは、譲受人が耕作されておられました。 引き続き、贈与という形で耕作したいということでございます。 チェックシートに基づきまして、確認しましたところ何も問題ないと判断いたしました。
議長	引き続きまして、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	補足しますと、当日、譲受人にも出てきていただきました。譲渡人との関係は、従兄弟同士で贈与です。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号61番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。

		整理番号62番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		譲受人は、従来から耕作している土地であります。 申請書では、3筆となっておりますが、現状は、1枚の田んぼで良好に管理されておられます。 今後とも耕作するというので、許可することが妥当と考えられます。
議長		引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		チェックシートに則って何ら問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に入ります。 整理番号62番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号63番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		2月6日、譲受人の親子の立会いで、推進委員の藤本さん、事務局と私の4名で現地確認を行いました。 譲渡人は、現在は東京に住んでおられますけど、ご両親から相続された土地を整理するために3条申請しております。 譲受人は、15年前から申請地の田9筆、畑1筆の合計10筆を耕作しておられて、田はすべて稲作、畑はプラムとかみかん、キウイ、栗を栽培されておられます。 手入れの方もをしっかりとされておられました。 機械は、トラクター3台、田植機、コンバインを所有されておられました。乾燥機は3台、糶摺りまで自動化されておられました。 これらの状況調査の結果、問題ないと判断しました。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に入ります。 整理番号63番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号64番を審議します。担当推進委員、山岡委員の報告をお願いします。
山岡委員		2月1日、現地確認をいたしました。譲受人、事務局、小林委員と私で行いました。 譲受人は、数年前より既に下段地内の農地を買い取り、黒松を植えていらっしゃいます。 譲受人は、親子で経営されて、書類上は公務員となっておりますが、交代制で作業時間、日数とも十分従事できるようです。 許可することに問題ないと判断しました。
議長		引き続きまして、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		2月1日、現地を確認いたしました。 チェックシートに基づき、確認したところ許可に支障がないと思いました。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号64番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号65番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1月31日に、濱田委員と事務局、譲受人で状況確認いたしました。 登記上は田であります。畑のような所でした。 997㎡を譲渡人から購入して、その一部の517.76㎡で野菜を作るということ でございます。残りの部分は、5条申請のところと同じ土地でございます。 申請については、何も問題ないです。
議	長	担当農業委員は、私ですが、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号65番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし ます。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号29番から31番の3件でございます。 整理番号29番、申請地は本高、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地、許可根拠 は代替地なしです。 整理番号30番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的は建設機械置場、農地区分は第2種 農地、許可根拠は集落接続です。なお、鳥取市の所有地(197-13)は、担当課に確認し て、売却予定となっております。 整理番号31番、申請地は福部町海士、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農 地、許可根拠は集落接続です。なお、第3条申請と第5条申請の残地は、県道用地とし て寄附する予定です。
議	長	整理番号29番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内田委員		2月1日に中村農業委員と私、申請者の4人で現地確認しました。山陰道への売却に よる残地で、水口もありません。現在の墓は山の中で管理ができないので、墓を移転す るとのことです。耕土は剥ぎ取り、周囲に影響は無く、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員		報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。

		整理番号29番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号30番を審議します。担当推進委員 西村委員の報告をお願いします。
西村委員		1月29日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、私に譲受人の5人で現地確認を行いました。周囲の農地に対して問題はありませんし、現在あるハウスも移設して活用することです。違反転用もされていませんので、適正と判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		報告のとおり問題ありませんが、補足させたいいただきます。譲受人は土木、建築業をされており、建設機械を現在は会社近くに置いておりますが、手狭なため5台分をこちらに置くとのこと。現状のまま利用され、農地行政上問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号30番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号31番を審議します。担当推進委員 谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		先ほどの3条申請と同じ所です。地図を見てもらったらわかりますが、白樫の方が3条申請地で、網目の方が5条申請地です。住宅を建てられるとのこと、実行組合等の関係者から同意書をもっており、問題ないと思います。
議	長	担当農業委員ですが、相違ございません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号31番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第68号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第69号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号110番から120番までの全部で11件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号110番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		1月30日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、山の中腹で農道もないような状況でございます。従いまして、20年以上前から耕作しておられないということで、現在は原野化しております。チェックシートに基づきましたが、やむを得ないと判断しました。以上です。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号110番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号111番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福田(幸)委員		1月30日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、20年以上放置された状態で、けやきの木も30年以上経ったようなものが生えていました。ですので、非農地で問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号111番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号112番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		1月31日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は砂丘地の南側で、以前は梨を作っていました。申請者のご主人が亡くなってからは作っていない状態が20年近く続いております。自然潰廃で復旧が困難なため、やむを得ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号112番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号113番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平林委員		1月31日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地の福部町蔵見は、民家と作業小屋と川に囲まれております。20年以上耕作していないので、特に問題ないと判断しました。もう1筆の福部町南田は、平成12年頃より耕作していないということで、山すそで竹や雑木で林になっている状態で使用できない状況で、現在は原野化しておりますので、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号113番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号114番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の下田委員の報告をお願いします。
	下田委員	1月31日に事務局と現地確認をしました。申請地は以前、平成15年頃まで果樹園をしていたそうですが、その後廃園になった為、クヌギを植えたということです。長期間耕作放棄されておりますし、農地への復旧が困難ですので、非農地は妥当と判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号114番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号115番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
	村上委員	1月30日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地は、昭和60年に土地改良区から脱退、昭和61年に倉庫を建築しております。この周辺のせきめん管の工事も終わっており、畑に戻すことはできません。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号115番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号116番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
	梶川委員	2月2日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請人は市街地に住んでおり、申請地の今は、部落が整備、管理している土地になります。非農地にして部落へ譲渡するというものですので、非農地として妥当だと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号116番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号117番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
	山下委員	1月30日に農業委員と事務局、申請人の親類と4名で現地確認をしました。申請地の現況は、20年以上前から耕作しておらず、原野化しております。チェックシートで確認しました。③自然潰廃した農地で復旧が困難な土地と判断します。ご審議よろしく

		お願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号117番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号118番を審議します。担当推進委員、山根(昌)委員の報告をお願いします。
山根(昌)委員		1月31日に農業委員と事務局、申請人の4名で現地確認をしました。申請地は、長期間耕作放棄された為、現在は、笹や雑草が生えており、農地への復旧が困難な土地になります。チェックシートに照らし合わせても、何ら問題はありません。ご審議よろしくお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号118番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号119番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。
山脇委員		2月7日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は無線基地の為の幹線道路として、用地買収された土地になります。昭和49年から保安林であったものが、令和4年に保安林解除になり、地目が保安林設定以前の畑に戻ったための申請でした。現況は以前と変わらず杉の木が生えており、山林であります。よって畑としての機能は困難な土地に該当しますので、問題ないと判断しました。採決の方、よろしくお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号119番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号120番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		1月29日に農業委員と事務局、申請人の4名で現地確認をしました。申請地は、集落の真ん中あたりにあります。昭和43年に母屋を建築、昭和50年に離れを増築、現在は農業用倉庫が建っている状況で、チェックシートの④人為的潰廃地に該当すると考えましたので、ご審議よろしくお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号120番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第69号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第70号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和6年2月27日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 34件、更新 47件、計 81件、面積は、田 247,972㎡で、畑 70,909㎡、その他が47㎡となっており、計 318,928㎡です 権利種別の内訳は、賃借権 52件、使用貸借による権利 29件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	議案第70号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第70号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第71号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 245,310㎡、畑 23,362㎡、総計 268,672㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 31件、使用貸借による権利 130件の合計 161件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第71号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。

報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 所有者等を確認することのできない農地について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議

長

無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第11回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後3時00分